○東伊豆町若者定住促進住宅取得補助金交付要綱

(平成29年3月14日要綱第6号)

改正 平成31年2月18日要綱第4号 平成31年3月28日要綱第12号 令和2年3月17日要綱第10号 令和2年3月30日要綱第29号 令和4年1月27日要綱第2号 --年--月--日要綱第--号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者夫婦世帯の住宅取得の支援による定住の促進を図るため、町内への定住を希望して住宅を取得する若者夫婦世帯に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、東伊豆町補助金等交付規則(令和2年東伊豆町規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 若者夫婦 承認申請の日において、夫、妻ともに満40歳未満である法 律上婚姻関係にある夫婦をいう。
 - (2) 若者夫婦世帯 若者夫婦を含む世帯をいう。
 - (3) 定住 自ら所有する町内の住宅に永住することを前提として居住し、町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
 - (4) 住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている戸建て住宅(居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。) 又はマンションをいう。
 - (5) 新築住宅 新たに建築した住宅で、住居として使用される前の住宅をいう。
 - (6) 中古住宅 過去に住居として使用された住宅をいう。
 - (7) 建替え 既存する住宅を取り壊し、新たに住宅を建築することをいう。
 - (8) 購入 自己の居住の目的で本町の区域内に存する住宅を購入することをいう。
 - (9) 取得 新築し、若しくは購入した住宅の引渡しを受けること、又は建物 の所有権の保存登記若しくは移転登記が完了することをいう。
 - (10) 取得日 建物登記簿に記載された取得日 (原因日) をいう。
 - (11)取得費用 住宅の新築にあっては、工事請負契約書の金額(建物本体工事費に限る。)、住宅の購入にあっては、売買契約書の金額(建物本体価格に限る。)をいい、併用住宅の場合は、居住の用に供さない部分に係

る額(全体面積に対する居住以外の面積により按(あん)分した額)を除いた額とする。

(補助の対象)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当 する世帯に属するものとする。
 - (1) 承認申請日において転入前の世帯又は転入後1年以内の世帯で、住宅取得に係る契約を締結し、町内に住宅を取得する世帯
 - (2) 本町への転入日を起算日として、起算日前1年の間に本町に住所を有している者がいない世帯
 - (3) 若者夫婦世帯が定住のための新築住宅又は中古住宅を町内に取得し、5年以上居住すること。ただし、無償譲渡、贈与又は相続による住宅の取得を除く。ただし、住宅の建替えをする場合は除く。
 - (4) 住宅の所有権を共有している場合は、若者夫婦の持分が2分の1以上であること。
 - (5)世帯員の全員に町税等の滞納がないこと。ただし、本町での課税をされていない場合は、従前住所所在地等において納付すべき市区町村税等に滞納がないこと。
 - (6)世帯員の全員が東伊豆町暴力団排除条例(平成23年条例第9号)に規 定する暴力団員等でないこと。
 - (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない世帯であること。
 - (8) 若者夫婦世帯に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民 認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者又は日本国との平和 条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平 成3年法律第71号)に定める特別永住者であること。
 - (9) 当該補助金に類する他の補助金の交付を受けていない世帯であること。
- 2 この事業により補助金の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当す る住宅とする。
- (1) 居住用部分の割合が住宅の延べ床面積の2分の1以上であり、かつ、居住用部分の面積が50平方メートル以上の住宅であること。
- (2)居住する住宅が、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係 法令に違反していない住宅であること。
- (3) 取得した住宅が店舗との併用住宅である場合は、風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出 を要する事業に供する店舗でないこと。
- (4) 取得した住宅が、公共事業に伴う移転補償により建築された住宅でないこと。

(5) 取得した住宅が、2親等以内の親族から購入した住宅でないこと。ただし、住宅の建替えをする場合は除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、30万円とする。ただし、次の表の左欄に掲げる条件 に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとす る。

条件	金額
町内業者(町内に主たる事務所を有する工務	10万円
店、大工等事業者をいう。)が新築した対象	
住宅を取得した場合	
補助金の承認申請時において、若者夫婦に中	中学生以下の子1人に対し、
学生以下の子がいる場合	10万円とし、30万円を限
	度とする。

(若者定住促進住宅取得事業の承認申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東 伊豆町若者定住促進住宅取得事業承認申請書(様式第1号)に、次に掲げる 関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - (2) 町税等に滞納がないことの証明書(本町に納税している場合を除く。)
 - (3) 対象となる住宅の居住用面積等が確認できる書類
 - (4) 申告書
 - (5) その他町長が必要と認めるもの (若者定住促進住宅取得事業の承認)
- 第6条 町長は、前条の申請を受理したときはこれを審査し、その結果を東伊 豆町若者定住促進住宅取得事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により 申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

- 第7条 前条の規定により補助金の承認を受けた者は、住宅取得後速やかに東 伊豆町若者定住促進住宅取得補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号) に、次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 取得した住宅に係る登記事項証明書の写し
 - (2) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証 の写し(新築の場合に限る。)
 - (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の決定及び確定)

第8条 町長は、前条の申請を受理したときはこれを審査し、補助の要件を満たしていると認めたときは、東伊豆町若者定住促進住宅取得補助金交付決定

通知書兼確定通知書(様式第4号。以下「決定通知書等」という。)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第9条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。
 - (1)補助金の交付申請書等に関する書類を整理し、及びこれらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
 - (2) 補助金の交付の確定を受けた日から起算して5年以上継続して当該住宅 に居住すること。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合 は、この限りでない。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が補助金を請求しようとするときは、決定通知書等を受領後速やかに、東伊豆町若者定住促進住宅取得補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求があったときはこれを審査し、補助の要件を満たしていると認めたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(報告等)

第12条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助対象者に対して必要な事項の報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還)

- 第13条 町長は、補助対象者が偽りその他不正な行為により補助金の交付を 受けたときは、既に補助した補助金の全部又は一部を返還させることができ る。
- 2 補助対象者が5年以上継続して居住できないことになったときは、速やかに町長へ報告し、補助金の全部又は一部を返還するものとする。この場合の返還する補助金の額は、次の表に定めるものとする。ただし、補助対象者が、天災等やむを得ない事情により居住ができなくなったと認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

	交付日からの経過年数 返還金額	
佣奶金07区逐領	1年未満	補助金額の100%
	1年以上2年未満	補助金額の80%
	2年以上3年未満	補助金額の60%
	3年以上4年未満	補助金額の40%
	4年以上5年未満	補助金額の20%

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月18日要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日要綱第12号)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に承認した若者夫婦世帯の住宅取得の支援に係る補助金の額は、改正後の東伊豆町若者定住促進住宅取得補助金交付要綱にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月17日要綱第10号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日要綱第29号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月27日要綱第2号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。